

平成21年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（小中不登校）」
の概要（速報値）

平成22年8月5日
千葉県教育庁教育振興部
指導課生徒指導室
043-223-4054

本調査は、児童生徒の暴力行為、いじめ、不登校等の実態など生徒指導上の諸問題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的に毎年実施されている文部科学省所管の統計調査である。本速報は、上記調査のうち、公立小・中学校の不登校に関する平成21年度調査の本県分（千葉市を含む）を取りまとめたものである。

1 調査項目及び対象

- (1) 小学校及び中学校における不登校の状況等
県内全公立小・中学校

2 調査対象期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間

3 調査結果の概要

- (1) 不登校児童生徒数（平成21年度に通算して30日以上欠席した児童生徒のうち「不登校」を理由とする児童生徒数）

ア 小学校における不登校児童数は、852人で前年度より41人増加し、全児童に対する割合は0.26%で0.02ポイント増加している。

イ 中学校における不登校生徒数は4,247人で前年度より93人減少し、全生徒に対する割合は2.77%で0.10ポイント減少している。

- (2) 不登校となったきっかけと考えられる状況

ア 小学校の児童で「不登校となったきっかけと考えられる状況」のうち上位3つは、その他本人に関わる問題（32.9%）、親子関係をめぐる問題（12.9%）、その他（10.4%）である。

なお「いじめ」は、2.3%となっている。

イ 中学校の生徒で「不登校となったきっかけと考えられる状況」のうち上位3つは、その他本人に関わる問題（35.9%）、いじめを除く友人関係をめぐる問題（14.9%）、学業の不振（9.8%）である。

なお「いじめ」は、3.2%となっている。

- (3) 不登校児童生徒への指導の結果状況
- ア 小学校の不登校児童で「指導の結果、登校する又はできるようになった児童」の割合は、27.7%である。
指導中の児童のうち、「登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童」の割合は、19.7%である。
- イ 中学校の不登校生徒で「指導の結果、登校する又はできるようになった生徒」の割合は、29.0%である。
指導中の生徒のうち、「登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった生徒」の割合は、19.6%である。
- (4) 「指導の結果登校するようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置
- ア 小学校の児童で「『指導の結果登校するようになった児童生徒』に特に効果のあった措置」のうち上位3つは、
登校を促すため、電話をかけたか迎えに行くなどした(12.3%)
家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った(11.0%)
保護者の協力を求めて、家庭関係や家庭生活の改善を図った(9.7%)
である。
- イ 中学校の生徒で「『指導の結果登校するようになった児童生徒』に特に効果のあった措置」のうち上位3つは、
登校を促すため、電話をかけたか迎えに行くなどした(11.8%)
家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った(11.5%)
スクールカウンセラー、相談員等が相談にあたった(9.6%)である。
- (5) 不登校児童生徒が相談・指導等を受けた学校内外の機関等の結果状況
- ア 小学校の不登校児童で「相談・指導を受けた機関等の状況」のうち上位3つは、
スクールカウンセラー・相談員等(23.7%)、教育委員会所管の機関(教育支援センターを除く)(23.4%)、養護教諭等(21.5%)である。
- イ 中学校の不登校生徒で「相談・指導を受けた機関等の状況」のうち上位3つは、
スクールカウンセラー・相談員等(32.9%)、養護教諭(17.1%)、
教育支援センター(13.0%)である。
- (6) 自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数
- ア 小学校の不登校児童で「自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数」は、4人である。
このうち、「他の機関においても指導要録上の出席扱いを受けた児童数」は3人となっている。
- イ 中学校の不登校生徒で「自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数」は、12人である。
このうち、「他の機関においても指導要録上の出席扱いを受けた生徒数」は12人となっている。

平成21年度 公立小中学校の不登校の状況について

1 小中学校における不登校児童生徒数の変遷

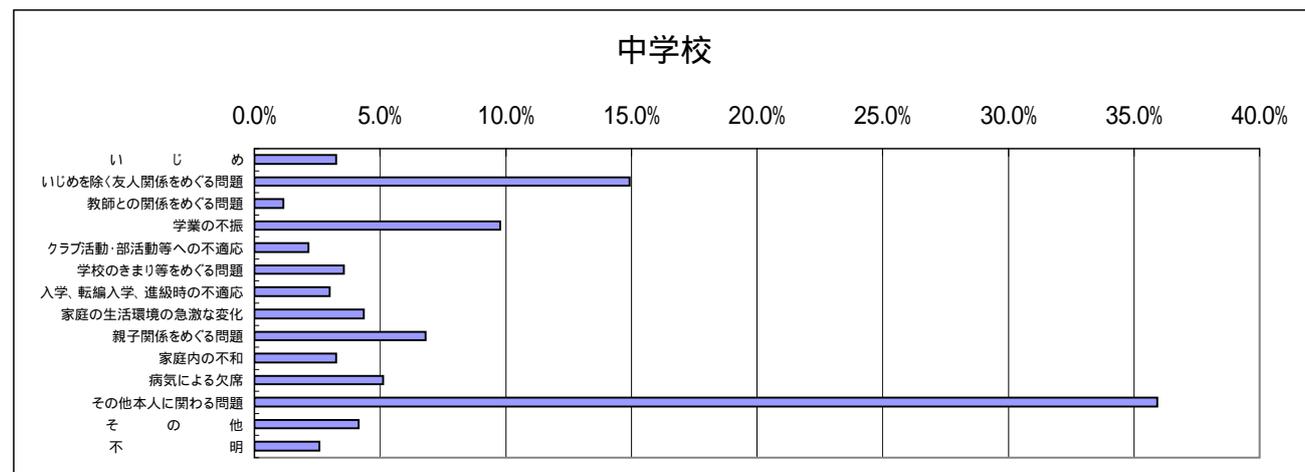
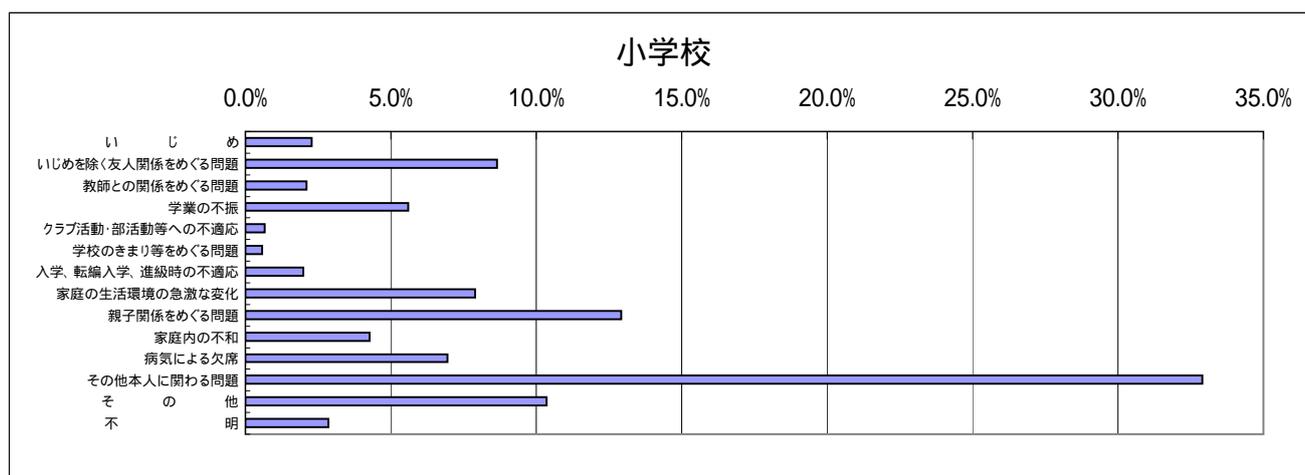
区分	年度	学校数	全児童生徒数 (人)	不登校児童生徒 数(人)	全児童生徒に対 する割合(%)	前年度との割合の差
小 学 校	平成12年度	860	329,973	904	0.27	0.00
	平成13年度	860	327,851	831	0.25	-0.02
	平成14年度	859	327,455	839	0.26	0.01
	平成15年度	859	329,643	848	0.26	0.00
	平成16年度	859	329,922	764	0.23	-0.03
	平成17年度	858	331,897	776	0.23	0.00
	平成18年度	855	333,374	821	0.25	0.02
	平成19年度	854	332,846	819	0.25	0.00
	平成20年度	850	334,308	811	0.24	-0.01
	平成21年度	845	333,929	852	0.26	0.02
中 学 校	平成12年度	385	172,422	4,541	2.63	0.24
	平成13年度	385	167,559	4,629	2.76	0.13
	平成14年度	385	161,781	4,301	2.66	-0.10
	平成15年度	385	156,398	4,085	2.61	-0.05
	平成16年度	384	152,280	3,992	2.62	0.01
	平成17年度	382	150,490	4,091	2.72	0.10
	平成18年度	383	149,670	4,190	2.80	0.08
	平成19年度	384	150,894	4,363	2.89	0.09
	平成20年度	385	151,289	4,340	2.87	-0.02
	平成21年度	383	153,337	4,247	2.77	-0.10
合 計	平成12年度	1245	502,395	5,445	1.08	0.07
	平成13年度	1245	495,410	5,460	1.10	0.02
	平成14年度	1244	489,236	5,140	1.05	-0.05
	平成15年度	1244	486,041	4,933	1.01	-0.04
	平成16年度	1243	482,202	4,756	0.99	-0.02
	平成17年度	1240	482,387	4,867	1.01	0.02
	平成18年度	1238	483,044	5,011	1.04	0.03
	平成19年度	1238	483,740	5,182	1.07	0.03
	平成20年度	1235	485,597	5,151	1.06	-0.01
平成21年度	1228	487,266	5,099	1.05	-0.01	

2 不登校児童生徒の在籍学校数

区 分	学校総数(校)	不登校在籍学校数(校)
小学校	845	383
中学校	383	348
合 計	1,228	731

3 不登校となったきっかけと考えられる状況

区分	小学校			中学校		
	単位(人)	構成比(%)		単位(人)	構成比(%)	
学校生活に起因	いじめ	24	2.3%	163	3.2%	1,902 37.8%
	いじめを除く友人関係をめぐる問題	91	8.7%	751	14.9%	
	教師との関係をめぐる問題	22	2.1%	58	1.2%	
	学業の不振	59	5.6%	492	9.8%	
	クラブ活動・部活動等への不適応	7	0.7%	108	2.1%	
	学校のきまり等をめぐる問題	6	0.6%	179	3.6%	
	入学、転編入学、進級時の不適応	21	2.0%	151	3.0%	
家庭生活に起因	家庭の生活環境の急激な変化	83	7.9%	219	4.4%	725 14.4%
	親子関係をめぐる問題	136	12.9%	343	6.8%	
	家庭内の不和	45	4.3%	163	3.2%	
本人の問題に起因	病気による欠席	73	6.9%	258	5.1%	2,065 41.0%
	その他本人に関わる問題	346	32.9%	1,807	35.9%	
その他	109	10.4%	10.4%	209	4.2%	4.2%
不明	30	2.9%	2.9%	130	2.6%	2.6%
計	1,052	100%	100%	5,031	100%	100%



(注1) 「その他本人に関わる問題」...極度の不安や緊張、無気力等で特に直接のきっかけとなるような事柄が見あたらないもの
(注2) 不登校児童生徒につき、考えられるものを全て選択しているため、計は不登校児童生徒総数とは一致しない。

平成21年度 不登校児童生徒への指導結果状況

区 分	小 学 校		中 学 校		合 計	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	人数	割合(%)
指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒	236	27.7	1,230	29.0	1,466	28.8
指導中の児童生徒	616	72.3	3,017	71.0	3,633	71.2
登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒	168	19.7	834	19.6	1,002	19.7
合 計	852	100.0	4,247	100.0	5,099	100.0

平成21年度教育委員会が設置する「適応指導教室」の状況(平成14～19年度までの資料参考)

	教室数	常勤指導員数	非常勤指導員数	合計
平成14年度	40	31	120	151
平成15年度	41	32	135	167
平成16年度	43	33	134	167
平成17年度	43	39	159	198
平成18年度	43	27	159	186
平成19年度	49	28	147	175
平成20年度	48	16	167	183
平成21年度	49	22	174	196

平成21年度自宅におけるIT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした児童生徒数(平成17～19年度までの資料参考)

区 分	小 学 校		中 学 校	
	指導要録上出席扱いとした児童生徒数(a)	(a)のうち他の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数	指導要録上出席扱いとした児童生徒数(a)	(a)のうち他の機関等においても指導要録上の出席扱いを受けた児童生徒数
平成17年度	1	1	3	0
平成18年度	2	2	15	13
平成19年度	5	5	12	7
平成20年度	3	3	10	10
平成21年度	4	3	12	12

平成21年度「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」に特に効果のあった学校の措置

区分	小学校		中学校		計		
	校数 (%)	割合 (%) 計	校数 (%)	割合 (%) 計	校数 (%)	割合 (%) 計	
学校内での指導の工夫・改善	1 不登校の問題について、研修会や事例研究会を通じて全教師の共通理解を図った。	88 (7.8)	652 (57.8)	125 (5.1)	1,439 (58.8)	213 (6.0)	2,091 (58.5)
	2 全ての教師が当該児童生徒に触れ合いを多くするなどして学校全体で指導にあたった。	72 (6.4)		144 (5.9)		216 (6.0)	
	3 教育相談担当の教師が専門的に指導にあたった。	32 (2.8)		101 (4.1)		133 (3.7)	
	4 養護教諭が専門的に指導にあたった。	37 (3.3)		139 (5.7)		176 (4.9)	
	5 スクールカウンセラ - , 相談員等が相談にあたった。	60 (5.3)		234 (9.6)		294 (8.2)	
	6 友人関係を改善するための指導を行った。	74 (6.6)		153 (6.3)		227 (6.3)	
	7 教師との触れ合いを多くするなど、教師との関係を改善した。	92 (8.2)		164 (6.7)		256 (7.2)	
	8 授業方法の改善、個別の指導など授業がわかるようにする工夫を行った。	42 (3.7)		70 (2.9)		112 (3.1)	
	9 様々な活動の場面において本人が意欲を持って活動できる場を用意した。	78 (6.9)		103 (4.2)		181 (5.1)	
	10 保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	77 (6.8)		206 (8.4)		283 (7.9)	
家庭への働きかけ	11 登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした。	139 (12.3)	372 (33.0)	289 (11.8)	794 (32.4)	428 (12.0)	1,166 (32.6)
	12 家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。	124 (11.0)		282 (11.5)		406 (11.4)	
	13 保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	109 (9.7)		223 (9.1)		332 (9.3)	
他の機関との連携	14 教育相談センター等の相談機関と連携して相談にあたった。	71 (6.3)	92 (8.2)	134 (5.5)	196 (8.0)	205 (5.7)	288 (8.1)
	15 病院等の治療機関と連携して指導にあたった。	21 (1.9)		62 (2.5)		83 (2.3)	
	16 その他	12 (1.1)	12 (1.1)	18 (0.7)	18 (0.7)	30 (0.8)	30 (0.8)
総 数		1,128		2,447		3,575	

(注) 複数回答を可としている。

平成21年度「相談・指導等を受けた学校内外の機関等」

区 分	小 学 校			中 学 校			計			
	人 数	割合(%) 計	指導要録上出 席扱い(人)	人 数	割合(%) 計	指導要録上出 席扱い(人)	人数(A)	割合(%) 計	指導要録上出席扱 い(人)(B)	
学校外	(1) ~ の機関等での相談・指導等を受けた実人数	414	(48.6)	87	1288	(30.3)	627	1702	(33.4)	714
	教育支援センター(適応指導教室)	105	(12.3)	51	553	(13.0)	443	658	(12.9)	494
	教育委員会及び教育センター等教育委員会所管の機関(を除く)	199	(23.4)	34	352	(8.3)	170	551	(10.8)	204
	児童相談所, 福祉事務所	60	(7.0)	8	129	(3.0)	47	189	(3.7)	55
	保健所, 精神保健センター	5	(0.6)	0	10	(0.2)	1	15	(0.3)	1
	病院, 診療所	87	(10.2)	8	217	(5.1)	3	304	(6.0)	11
	民間団体, 民間施設	21	(2.5)	3	59	(1.4)	24	80	(1.6)	27
	上記以外の機関等	30	(3.5)	3	53	(1.2)	10	83	(1.6)	13
	(2) ~ の機関等での相談・指導等を受けていない人数	438	(51.4)		2959	(69.7)		3397	(66.6)	
	(3) (1), (2)の合計	852	(100.0)		4247	(100.0)		5099	(100.0)	
学校内	(4) , による相談・指導を受けた実人数	354	(41.5)		1834	(43.2)		2188	(42.9)	
	養護教諭による専門的な指導を受けた人数	183	(21.5)		728	(17.1)		911	(17.9)	
	スクールカウンセラー, 相談員等による専門的な相談を受けた人数	202	(23.7)		1399	(32.9)		1601	(31.4)	
	(5) 上記 , による相談・指導を受けいない人	498	(58.5)		2413	(56.8)		2911	(57.1)	
	(6) (4)(5)の合計	852	(100.0)		4247	(100.0)		5099	(100.0)	
(7) 上記 ~ , による相談・指導等を受けていない人数(学校内外の機関等でまったく相談・指導を受けていない人)	220	(25.8)		1634	(38.5)		1854	(36.4)		

(注) 複数回答を可としている。「割合」は不登校数の中の割合を示す。
印の下の()の数字は指導要録上出席にした割合で $B / A \times 100$ の%で示してある。

学年別不登校児童生徒数

小学校

区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
合計	36	61(15)	96(45)	144(50)	234(79)	281(118)	852(307)
男子	18	31(9)	50(22)	75(27)	117(36)	145(63)	436(157)
女子	18	30(6)	46(23)	69(23)	117(43)	136(55)	416(150)

中学校

区分	1年	2年	3年	合計
合計	973(314)	1434(738)	1840(1279)	4247(2331)
男子	510(159)	716(374)	943(667)	2169(1200)
女子	463(155)	718(364)	897(612)	2078(1131)

()内は前年度から不登校の状態(30日以上)が継続している児童生徒の人数とする。中学1年生については平成20年度における小学校6年生の不登校児童生徒の人数